

広情個審第74号

令和3年2月24日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年3月23日付け広中維第320号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第329号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和2年3月23日付け広中維第320号の諮問事案（諮問第329号事案）

令和元年10月27日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年11月11日付け広中維第208号、同日付け広東維第162号、同日付け広南維第228号、同日付け広安維第387号、同日付け広芸維第210号、同月12日付け広西維第238号、同日付け広島市指令佐維第28号及び同日付け広伯維第520号で行った公文書部分開示決定（以下これらを合わせて「本件処分」という。）に対する同年12月1日付け審査請求

1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、別表の「IV 開示・不開示の判断が必要な情報」欄に掲げた情報については、不開示とした決定を取り消し、改めて開示・不開示の判断を行った上で決定を行うべきである。
- (2) 実施機関は、別表の「V 開示が妥当な情報」欄に掲げた情報については、不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。
- (3) その他の不開示とした情報について、実施機関が不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

「処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件処分は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号を不開示理由としている。しかし、開示対象公文書に記載された情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報、法人等の代表者又はこれに準じる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報、その他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報であり、これらを個人に関する情報に該当すると誤認しているから、条例第7条第1号の規定に違反しており、違法である。

継続申請書に記載された申請者のうち、代表取締役以外の氏名や印影等が不開示となっているが、これは個人に関する情報には当たらない。また、安全点検報告書の管理者は、職業として行っているため、個人に関する情報には当たらない。

イ 本件処分（実施機関が広中維第208号で行った公文書部分開示決定（以下「中区処分」という。）を除く。）は条例第7条第2号を不開示理由としている。しかし、条例第7条第2号で不開示とするものは、公にすることにより当該法人の事業運営上又は競争上の地位を害する情報と認められるものであり、その範囲内で実施機関に裁量判断権を与えているにも関わらず、単に実施機関の主観において正当な利益が害されると判断しており、相当の蓋然性（確実性）が客観的に

認められる程度の実事が示されていない。よって、請求人において何故部分開示決定をされたかが了知できないことから、当該処分理由は違法又は不当である。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分全般について

開示しなかった情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものである。また、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号の規定により不開示とすることが適当であると判断した。

(2) 本件処分のうち中区処分を除く部分について

法人の取引先に関する情報であって、公にすることにより当該法人の事業運営上又は競争上の地位を害する情報と認められるものであるため、条例第7条第2号の規定により不開示とすることが適当であると判断した。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、条例第7条第1号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号本文は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

ただし、条例第7条第2号ただし書の規定により、人の生命、健康、生活又は財産を保護するた

め、公にすることが必要であると認められる情報は不開示情報から除くこととされている。

(3) 条例第7条第1号該当性について

ア 当審査会が見分したところ、条例第7条第1号に該当するとして不開示となっている情報は、別表の「Ⅱ 1号による不開示情報」欄に掲げたとおりであった。

イ このうち、実施機関が広島市指令佐維第28号で行った公文書部分開示決定（以下「安佐北区処分」という。）のうち、Aに係る屋外広告物許可継続申請書（以下「申請書」という。）に記載された個人の氏名並びに広告物等安全点検報告書（以下「報告書」という。）の報告者欄に記載された個人の氏名及び印影については、事業所名と併記されており、条例第7条第1号かっこ書に記載する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であることが明らかであり、条例第7条第1号本文には該当しない。また、条例第7条が掲げるいずれの不開示情報にも該当しないことから、開示すべきである。

ウ また、実施機関が広伯維第520号で行った公文書部分開示決定（以下「佐伯区処分」という。）のうち、株式会社Bに係る報告書の報告者欄の印影については、法人を代表して押印したことが明らかであり、条例第7条第1号には該当しない。また、条例第7条が掲げるいずれの不開示情報にも該当しないことから、開示すべきである。

エ また、中区処分のうち、株式会社Cの報告書の管理者欄に記載された住所については、特定の個人を識別することができるものとはいえず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものともいえないことから、条例第7条第1号には該当しない。

実施機関は、中区処分以外の本件処分については、報告書の管理者欄に記載された住所について条例第7条第2号に該当するとして不開示としているものがあることを踏まえて、本件住所の不開示情報該当性について、改めて判断すべきである。

オ その他の情報については、特定の個人を識別できるものであるから、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(4) 条例第7条第2号の該当性について

ア 当審査会が見分したところ、条例第7条第2号に該当するとして不開示となっている情報は、別表の「Ⅲ 2号による不開示情報」欄に掲げたとおりであった。

イ 当該情報は、報告者が管理業務を誰に行わせるかという情報であり、内部の資格者に行わせる場合も含め、外部の誰と取引するかという法人等の取引情報である。法人等の取引情報を公にすれば、仕入れ先や経営戦略が分かる、同業種の他の法人等がその取引先に対して、何らかの働きかけをするといった事態が想定されることから、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められる。よって、当該情報は条例第7条第2号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(5) 請求人の主張について

請求人は、本件処分に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

I 対象公文書	II 1号による不開示情報	III 2号による不開示情報	IV 開示・不開示の判断が必要な情報	V 開示が妥当な情報
屋外広告物許可継続申請書 (全区)	個人の郵便番号、住所、氏名及び印影	—	—	安佐北区処分のうち、Aの氏名
広島市領収書 (全区)	個人の氏名及び印影	—	—	—
広告物等安全点検報告書 (中区処分)	管理者欄に記載された住所、個人の氏名、印影	—	管理者欄に記載された住所	—
広告物等安全点検報告書 (中区処分以外)	報告者欄に記載された個人の氏名及び印影	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安佐北区処分のうち、Aの報告者欄の氏名及び印影 ・ 佐伯区処分のうち、株式会社Bの報告者欄の印影
	—	管理者欄に記載された住所、個人の氏名、印影及び資格番号	—	—

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 2. 3. 23	広中維第320号の諮問を受理 (諮問第329号で受理)
R 2. 9. 11 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 2. 10. 9 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 2. 11. 13 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 2. 12. 11 (第4回審査会)	第1部会で審議
R 3. 1. 8 (第5回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
濱 野 滝 衣	弁護士